

残高移行規約（2023年2月1日版）

第1条 目的

1. 本規約は、株式会社バローホールディングス（以下、「当社」といいます。）が発行する前払式支払手段であるLu Vit 電子マネーにおけるバローグループ・ルビットアプリ（以下、「本アプリ」といいます。）利用者向けに提供するサービスである残高移行サービス（本規約第2条（1）号に定めるものをいいます。）について定めることを目的としています。
2. 本規約に定めのない事項については、当社所定の「ルビットカード会員規約（ルビットカード用、トクモリ ルビットカード用）、ルビットギフト利用規約」（以下、「会員規約」といいます。）、「ルビットポイントサービス規約（ルビットカード用、ルビットギフト用、トクモリ ルビットカード用）」、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項（ルビットカード用、ルビットギフト用、トクモリ ルビットカード用）」および「バローグループ・ルビットアプリ利用規約（以下、「アプリ利用規約」といいます。）ならびに「Lu Vit コードサービス利用規約」（これらの規約をあわせて「ルビット会員規約等」といいます。）の定めに従うものとします。

第2条 定義

本規約において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによります。本規約に定めのない用語は、ルビット会員規約等と同様の意味を有するものとします。

- （1）残高移行サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により、本アプリからの申込みにより、移行元カードのバリュー残高を移行先カードに移行するサービスをいいます。
- （2）移行元カードとは、本サービスにおいて、移行残高の減算を受ける会員番号のバリュー残高をいいます。
- （3）移行先カードとは、本サービスにおいて、移行残高の加算を受ける会員番号のバリュー残高をいいます。
- （4）バリュー残高とは、本サービス利用を申込み方（以下、「申込者」といいます。）が、本サービスの申込時点において利用可能なLu Vit 電子マネーの残高およびルビットポイントの残高を総称します。
- （5）移行残高とは、申込者が、本サービスを申込みバリュー残高をいいます。なお、移行残高の量は、Lu Vit 電子マネー1個ならびにルビットポイント1個をいずれも1円として計算するも

のとします。例えば、申込者が Lu Vit 電子マネー 1 万個とルビットポイント 2 千個について本サービスを申込み場合、移行残高は 1 万 2 千円となります。

(6) バローグループ・ルビットアプリとは、当社が運営する、Lu Vit 電子マネー会員向けスマートフォンアプリをいいます。

第 3 条 本サービス申込み

1. 移行元カードは、申込者による本サービス申込時点において、会員規約に定める会員情報届が完了していることが本サービス申込みの必須条件となります。
2. 申込者は、本サービス申込みにあたっては、あらかじめ、当社所定の方法により、本アプリから下記の全ての情報届出完了が必要となります。
 - (1) 移行元カードの会員番号、認証番号、会員メニューパスワード
 - (2) 移行元カードに登録されている会員情報
3. 当社は、移行元カードにかかる前項各号の情報の一致を確認できない場合、当該本サービスの申込みを拒絶します。
4. 当社は、本サービスの実行結果により、移行元カードのバリュー残高が 0 円となる場合には、残高移行に続いて、移行元カードの退会処理を行います。移行元カードの退会処理後、移行元カードは一切の利用ができなくなり、移行元カードの会員資格は喪失することを、申込者は、あらかじめ承諾のうえ、本サービスを申込みものとします。
5. 当社は、前項の退会処理の取消や、喪失した会員資格の復活等の特別対応は一切行いません。

第 4 条 適切なサービス提供

1. 当社は、適切なサービス提供の確保を目的として、下記の場合には本サービス申込みを拒絶します。
 - (1) 1 回の移行残高が 10 万円以上の場合
 - (2) 過去 31 日間の移行残高実績と今回申込みの移行残高の合計が 30 万円以上の場合
2. 前項の定めは、適切なサービス提供の確保を目的として、事前または事後の告知なく一斉に変更する場合や、個別の申込みに対して変更する必要があることを申込者はあらかじめ異議なく承諾するものとします。